

ご参考

平成25年（2013年）5月31日

株主各位

住友金属鉱山株式会社

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

平成22年6月25日開催の当社定時株主総会にてご承認いただきました「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」は、本年6月24日開催の当社定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了します。当社は、株主の皆様のご承認を条件として、買収防衛策を一部改定して更新することといたしました。

本書は、更新を予定する買収防衛策の概要を簡易に説明するものです。その正確かつ詳細な内容については、同封の第88期定時株主総会招集ご通知第4号議案をご参照下さい。

株主の皆様には、内容をご理解いただいたうえ、ぜひ議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 買収防衛策更新の理由

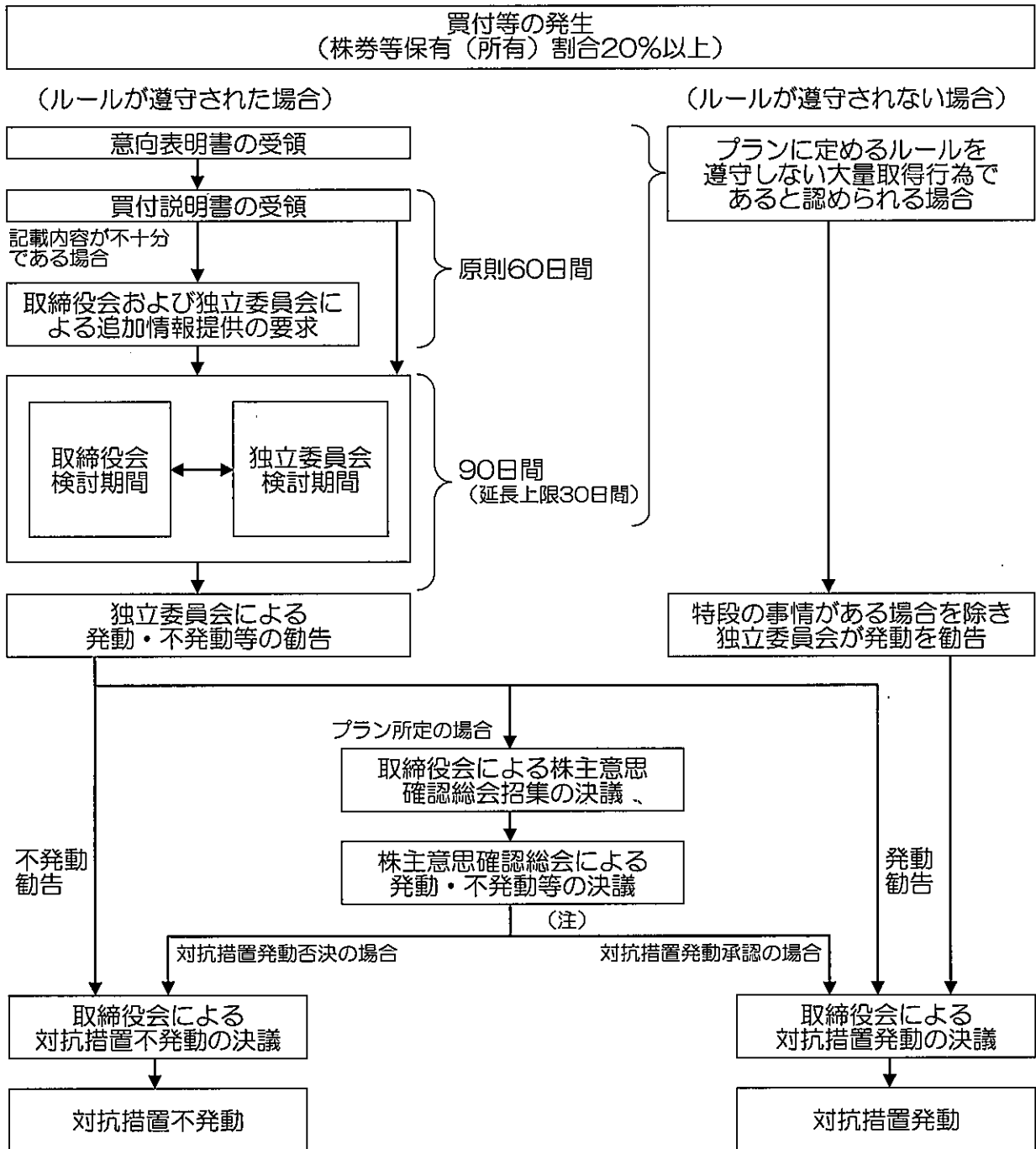
当社は、「2012年中期経営計画」において、「世界の非鉄リーダー」と「日本のエクセレントカンパニー」をめざすことを基本戦略として掲げ、成長戦略をさらに拡大強化する所存であります。今後も、コアビジネスの成長戦略を推進し企業価値の一層の向上に努めてまいります。一方で、当社のビジネスモデル、開発力・技術力、資源権益などを源泉とする当社の企業価値・株主共同の利益を損なうような濫用的買収を受ける可能性も否定できません。

当社は、そのような買収から企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守るために、実務の動向等も十分考慮したうえで、買収防衛策を更新することといたしました。

2. 買収防衛策の概要（裏面のフローチャートもご参照下さい。）

- (1) 当社株式の20%以上の買収等を行おうとする買収者には、当社が買収の内容を検討するために必要となる情報を事前に提出していただきます。
- (2) 当社取締役会は、情報収集・企業評価等の検討を行ったうえで、独立委員会に対して買収の内容に対する意見等の情報を提供します。独立委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得て、買収提案の内容の検討、買収者と当社取締役会の経営計画・事業計画等の比較検討等を行い、当社取締役会に対して買収防衛策の発動・不発動等について勧告を行います。また、一定の場合には、株主総会を開催して買収防衛策の発動について株主の皆様の意思を確認するよう勧告する場合があります。
- (3) 買収者が買収防衛策に定められた手続に従わない場合や買収の内容が企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあり、かつ買収防衛策を発動することが相当である場合には、当社は当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権を無償で割り当てます。買収者は、原則としてこの新株予約権を行使することができないため、割り当てられた新株予約権が株主の皆様によって行使され、または当社による新株予約権の取得に伴い買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。なお、買収者以外の株主の皆様においては、当社から割り当てられた新株予約権を行使し、または当社による新株予約権の取得に伴い買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合は、その保有する当社株式の1株当たりの価値の希釈化は原則として生じません。

3. 買収防衛策に関するフローチャート



(注) 本フローチャートに明示されている場合のほか、独立委員会が、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合に、買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告したときは、取締役会は、かかる勧告を最大限尊重した対応をすることがあります。

以上

(ご注意)

本書は、株主総会参考書類ではなく、同封の第88期定時株主総会招集ご通知記載の第4号議案が承認された場合の更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」についてわかりやすく説明することを目的として、参考のために作成されたものです。

正確かつ詳細な内容につきましては、第88期定時株主総会招集ご通知第4号議案をご参照下さい。